

## 後期高齢者医療の健康診査の除外対象者について（令和6年度から）

令和6年度以降、後期高齢者医療の健康診査について、一部の被保険者が対象外となります。

### 1 内容

本市では、後期高齢者医療の健康診査について、後期高齢者医療の保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施しています。

国の通知に基づく同広域連合における取扱いの変更により、令和6年度以降について、健康診査の除外対象者が設定されます。

#### 【除外対象者】

健診受診時点において、次のいずれかに該当している方

- ① 引き続き6カ月以上の期間、入院中の方
- ② 健診除外告示第6号に規定する施設に入所中の方

※ 健診除外告示第6号に規定する施設

- ・ 障害者支援施設
- ・ 児童福祉施設
- ・ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム（特定施設の指定を受けていないサ高住除く）
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設 ※令和6年3月末廃止
- ・ 介護医療院

（注）本市国民健康保険においては、すでに上記の方を除外対象者としていません。

### 2 留意点

- ・ 本市において、健診受診時点における除外対象者への該当・非該当が判別できないことから、受診のご案内はこれまでどおり全被保険者に送付する予定です。

（問い合わせ先）

後期高齢者医療係 保健事業担当

電話：052-972-2573